

託麻弓削遺跡群第 3 次調査区（2 区）埋蔵文化財発掘調査業務委託に関する

質問と回答

令和 8 年（2026 年） 7 月 28 日に受けた質問について、次のとおり回答いたします。

質問 1

現場施設（調査事務所・作業員詰所・倉庫・トイレ）などは、どこに設置するのか。

回答 1

委託者（熊本市）が、発掘調査中に提供できる現場施設等及び駐車場（特記仕様書第 4 章第 10 条「営繕用地」とする）の範囲は、「別紙 1 調査対象地」に記載している本件委託業務の発掘調査対象地内（2 区）に限られます。

受託者が本件委託業務費用の範囲内において民間用地を借り上げ、発掘調査対象地外に現場施設を設置することは可能です。

ただし、トイレの設置場所については、発掘調査対象地内に限ります。

質問 2

最南端の調査区は水が張っているが、掘削時には、無くなっているのか。

回答 2

最南端の進入路は、現在水田耕作中のため、稲刈り後の進入は可能です。